

# Newsletter

## 消費税の改正

### ~消費税率の段階的引上げ決定~

#### Contents

1. 消費税率の段階的引上げと実施時期
2. 工事請負契約等に係る消費税の経過措置
3. 事業者免税点制度の見直し
4. 中間申告制度の見直し
5. その他

衆議院において平成24年6月26日に可決された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(以下、「改正法」)」が、8月10日、参議院においても可決され成立しました。施行は平成26年4月1日(一部施行期日が異なる項目あり)です。この改正法により、消費税率の段階的な引上げが実施されます。改正法の主要項目(消費税関連)は、以下の通りです。

#### 1. 消費税率の段階的引上げと実施時期

消費税の税率が平成26年4月1日より、8%(地方消費税1.7%含む)に引き上げられます。また、平成27年10月1日からは、10%(地方消費税2.2%含む)に引き上げられます。

#### 2. 工事請負契約等に係る消費税の経過措置

平成25年10月1日前に締結した工事請負契約等に基づき、平成26年4月1日(税率引上げ施行日)以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等が行われる場合には、現行税率(5%)が適用されるとする経過措置が講じられます。また、平成25年10月1日から平成27年4月1日の前日までに締結した工事請負契約等についても、平成27年10月1日(税率再引上げ施行日)以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等が行われる場合には、経過措置として8%の税率が適用されます。

### 3. 事業者免税点制度の見直し

課税売上高が5億円を超える事業者が株式等の50%超を直接・間接的に保有されている資本金1,000万円未満の新設法人には、事業者免税点制度が適用されなくなります。また、新設法人の株式を直接・間接的に50%超保有している事業者の課税売上高が5億円以下であったとしても、その事業者と特殊な関係にある法人の課税売上高が5億円を超えている場合にも、新設法人に対し事業者免税点制度は適用されません。この改正は、平成26年4月1日以後に設立される新設法人について適用されます。

### 4. 中間申告制度の見直し

直前の課税期間の確定消費税額が48万円(1年分)以下であることにより中間申告義務のない事業者が、中間申告書を提出できることとする制度が設けられます。この改正は、平成26年4月1日以後に開始する課税期間について適用されます。

### 5. その他

#### (1) 逆進性対策

低所得者に配慮する観点から、社会保障と税の共通番号制度(マイナンバー制度)の本格的な稼働・定着を前提に、いわゆる逆進性対策として、給付付き税額控除等の施策と複数税率の導入がそれぞれ検討されます。また、消費税率引上げからこれらの施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、「簡素な給付措置(現金給付)」が実施されます。

#### (2) 適正な価格転嫁の確保

消費税率の段階的引上げに伴う円滑かつ適正な価格転嫁に支障が生じることがないように、法制上の措置も含めた対策が講じられます。

#### (3) みなし控除率

消費税の簡易課税制度の仕入れに係るみなし控除率については、実態調査等の結果を踏まえて、その水準について必要な見直しを行います。

#### (4) 住宅取得と自動車取得

住宅の取得については、一時の税負担の増加による影響を平準化し緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討します。自動車取得税等についても、税制の在り方を検討し、安定的な財源を確保した上で、見直しが行われます。

#### (5) 景気弾力条項

消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、消費税率の引上げ施行前に、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、経済状況を総合的に勘案した上で、引上げ施行の停止を含めた所要の措置を講ずることとされました。

#### ■ メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人  
コーポレート・コミュニケーション部 [tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

Ernst & Young

#### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の15万2千人の構成員は、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com)にて紹介しています。

#### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)にて紹介しています。

©2012 Ernst & Young Shinnihon Tax.  
All Rights Reserved.

EY TAX SCORE CC20120820-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はいしなひなくありません。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。